

平成25年度版 川南町立通山小学校におけるインターネットの利用に関する要綱

第1条(趣旨)

この要綱は、川南町立通山小学校(以下 本校 と称す)におけるインターネットの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条(基本的な考え方)

本校においてインターネットを利用するに当たっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、各教科及び道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動における教育の推進等、教育課題の解決に寄与するように努めなければならない。

第3条(ホームページ等による情報の発信)

- (1) インターネットを利用した本校の情報発信には、本校の公的名称を使用することとする。
- (2) 校長は、ホームページにより情報発信を行う場合は、本要綱及び各種の法律や条例に基づいた適切な発信内容であることを事前に確認するものとする。
- (3) 本校のホームページにより発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記するものとする。

第4条(個人情報の発信とその範囲)

- (1) インターネットを利用した児童及び関係者の個人情報の発信は、学校長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることのないよう、必要な対策を講じなければならない。
- (2) 児童の個人情報を発信しようとするときは、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意を得た上で、教師の指導のもとに発信するものとする。
- (3) 本校のホームページに発信した個人情報について、本人若しくは保護者から、訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- (4) インターネットで発信する児童の個人情報は、次の各号に定めるところによる。
 - ① 氏名
原則として、個人が特定できないよう配慮する。ただし、教育上必要がある場合は、姓名を使用することも可とする。
 - ② 意見等
児童の意見等については、教育上の必要に応じて発信することができる。
 - ③ 写真
児童の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、相手特定される電子メールにおいては、教育上の必要に応じて、個人写真を使うこともできる。また、閲覧者が限定できる場合も同様とする。
 - ④ 住所、保護者名、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報
これらは発信しないものとする。ただし、相手は特定できる電子メールにおいては、必要に応じて、年齢、趣味・特技等を発信することができる。この場合においても、住所、保護者名、電話番号は発信しないものとする。

第5条(教師による指導の徹底)

- (1) 教師は、インターネットを利用した教育活動を通して、他人の中傷をしないこと、著作権、肖像権知的所有権に配慮することなど、ネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童が正しく理解できるように努めるものとする。
- (2) 児童が発信する情報は、原則として、教師の確認を経て発信することとする。
- (3) 教師は、インターネットの特性を考慮し、適切な指導のもとに利用させることとし、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。
- (4) インターネットを利用して得た情報についても、個人情報の保護や著作権等に十分配慮するものとする。

第6条(個人情報及びデータ等の保護)

校長は、次の各号に定めるところにより、個人情報及びデータの保護に努めるものとする。

- (1) インターネットの利用の適正を図るため、インターネット取り扱い責任者(ネットワーク管理者)を置く。
- (2) インターネットの接続環境に応じて、回線を通じた外部からの不正進入を遮断するルーター等の機器を設置する。
- (3) コンピュータウイルスの発見、駆除、予防に努める。
- (4) 校長は、コンピュータシステム若しくはデータの改ざん等の異常が認められたときには、インターネットの利用を中止し、町教育委員会への報告等、必要な措置を講ずる。

(付則) この要綱は、平成25年4月1日から施行し、必要に応じて更新を行うものとする。